

第 2 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 28 年 2 月 19 日 (金) 午後 2 時 00 分

場 所 津市白山庁舎 2 階 205 会議室

出席部会委員	25	いとう 伊藤	たけのり 武則	いなば 稲葉	かずひさ 和久	27	おおい 大井	かずし 一司	28	すずき 鈴木	てるまさ 照正
	29	たぐち 田口	よしのり 慶則	もろと 諸戸	よしあき 善昭	31	うえかわ 上川	ひろふみ 洋文	32	たなか 田中	たけつぐ 竹次
	33	もりやま 守山	たかゆき 孝之	いけだ 池田	まさし 昌司	36	いたに 井谷	いさお 功	37	きしの 岸野	たかお 隆夫
	38	なかがわ 中川	かずお 和雄	ふじた 藤田	たけし 武	40	ゆうき 結城	しんぞう 晉三	42	かたおか 片岡	まさいく 眞郁
	47	なかたに 中谷	ひでや 秀也								

以上 17 名

欠席部会委員

出席部会員外委員 34 ^{あさい}浅井 ^{きそお}競

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 奥野事務局長・鈴木事務局次長・大原主査

総合支所 久居：加賀担当副主幹 一志：片山担当主幹 白山：前田担当副主幹
美杉：前山主査

議事録署名者 27 ^{おおい}大井 ^{かずし}一司・37 ^{きしの}岸野 ^{たかお}隆夫

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・使用貸借)

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・使用貸借)

議案第 6 号 農地法経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定
について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長 それでは、第2回第2農地部会を開会いたします。出席委員数は17名でございます。

議事に入ります前に、議事録署名者を指名させていただきます。27番 大井委員、37番 岸野委員の両委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願い致します。

まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第3号につきまして、事務局から一括して報告をお願いします。事務局、よろしくお願い致します。

事 務 局 議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。番号1から7で、合計件数は7件、面積は8,573㎡で、その内訳は田が7,434㎡、畑が1,139㎡でございます。これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸し人、借り人、双方の合意により解約したものであります。

2ページ、3ページをお願いいたします。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。

番号1から5で、3ページになりますが、合計で件数は5件、面積は10,025㎡で、その内訳は田が4,252㎡、畑が5,773㎡でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。

なお、現況地目が宅地や原野になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

4ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1、番号2で いずれも 駐車場用地の2件で、面積は畑で360㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

議 長 ありがとうございます。

事務局からの報告がありましたとおりでございますので、よろしくお願い致します。

次に、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事 務 局 5ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区久居、受人 _____、面積49,723㎡、渡人 _____、面積5,591㎡ 申請地戸木町三丁山 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積282㎡外5筆、合計面積5,198㎡です。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請

地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区久居、受人 _____、面積11,309㎡、渡人 _____、面積2,837㎡ 申請地戸木町久保屋敷 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積287㎡。

これにつきましては、受人は、耕作に便利であることから、労力不足のため離農する渡人から申請地を譲り受けるものです。

番号3、地区久居、受人 _____、面積11,182㎡、渡人 _____、面積2,837㎡ 申請地久居小戸木町池端 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積400㎡外4筆、合計面積2,550㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区栗葉、受人 _____、面積267,711㎡、渡人 _____、面積4,012㎡ 申請地久居一色町新田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積402㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区榊原、受人 _____、面積10,834㎡、渡人 _____、面積3,444㎡ 申請地榊原町楠放 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積2,129㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区榊原、受人 _____、面積10,834㎡、渡人 _____、面積8,168㎡ 申請地榊原町楠放 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,286㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のための営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号7、地区高岡、受人 _____、面積7,368㎡、渡人 _____、面積120,523.61㎡ 申請地一志町高野川原田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積501㎡。

これにつきましては、自作地相互の交換です。

6ページをお願いします。

番号8、地区高岡、受人 _____、面積120,523.61㎡、渡人 _____、面積7,368㎡ 申請地一志町高野清水田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積179㎡外1筆 合計面積407㎡。

これにつきましては、番号7との交換です。

番号9、地区川口、受人 (有) _____ 代表取締役 _____、面積352,964㎡、渡人 _____、面積4,507㎡ 申請地白山町川口関ノ宮 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,011㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号10、地区大三、受人 _____、面積11,855.61㎡、渡人 _____、面積4,932㎡ 申請地白山町二本木さいこ _____、台帳地目田、現況地目 畑、面積39㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号11、地区八ッ山、受人 _____、面積5,250.15㎡、渡人 _____

_____、面積2,041㎡ 申請地白山町山田野小山田_____、台帳地目田、現況地目 畑、面積446㎡。

これにつきましては、受人は、耕作に便利であるため、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受けるものです。

以上、件数は11件で、合計面積は14,256㎡、この内訳は、田が9,836㎡、畑が4,420㎡でございます。

いずれの案件も、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありましたが、立ち合っていたいただきました地元委員のご意見をお伺いいたします。1番お願いします。

大井委員 27番、大井です。1、2、3番続けて説明させていただきます。15日、地元委員と事務局で現地確認を行いました。

1番は、譲渡人は農業の跡継ぎがないということで、離農ということです。譲渡人、譲受人とも戸木町内の狐塚地区の方ですが、譲受人の父親は沢山梨を作っている方でして、息子さんが後継ぎとして農業をされています。この地区で農地を守っていくのであれば、この方に渡すしかないという思いで、今回の所有権移転ということになったそうです。

この畑は、_____の東側、_____の東側にある畑です。田は3反ありますが、これは戸木町の狐塚の南側に広がる高速道路の西側の田です。譲受人は真面目に農業をされている方ですので、特に問題はないと思います。

番号2ですが、2番、3番の譲渡人は農地を全て手放したいということで、この番号2については、_____の交差点から南に入ると_____がありますが、その突き当たりがT字路になっており、その右側に譲受人の自宅があります。

その裏には、田がありまして、大部分が耕作放棄地ですが、昔からの田で畔がない。道路がなく、開発も出来ない場所だということで、地続きで譲受人が購入するしかなく、今回の申請に至ったとのこと。特に問題ないと思います。

次に3番ですが、譲受人は譲渡人の義理の兄で、榊原に住んでみえます。畑の場所は_____を渡って、久居の方面に向かいますと、左側にある_____という集落があり、その左側に農地が広がっています。その中にある畑です。

田は、高速道路の下にあって日当たりも悪く、わずかな土地で今は耕作放棄地になっています。農業をされている義理のお兄さんが引き受けていただくということで特に問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。4番お願いします。

鈴木委員 28番、鈴木です。

15日に、地元委員と事務局で現地確認に行っていました。

場所は県道平生線沿いで、一色町と大鳥町の境になります。大鳥町に行く手前に_____という橋が架かっています、その手前、大体800mか1kmぐらいでございます。

詳細については事務局の説明どおりです。県道沿いですので、何ら問題はないかと思えます。よろしくご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。5番、6番、お願いします。

伊藤委員 25番、伊藤です。5番、6番と説明させていただきます。15日、委員及び事務局で現地確認を行いました。場所は、現地確認を行いました。

5番は、_____から西へ、100mぐらい行きますと、_____の入り口がありまして、そこに入ったところわずかな道を右折れしまして、約200m行ったところ です。

6番は、5番の隣の田でございます。事務局の説明どおりですので、何ら問題はないかと思えます。よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。7番、8番、お願いします。

田中委員 32番、田中です。15日に地元委員と事務局で現地確認を行いました。

7番は、_____から西へ約200mのところでございます。土地の交換とでございます。8番は、7番の北側です。内容につきましては事務局の説明どおりですので、どうぞよろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。9番、お願いします。

池田委員 35番、池田です。15日に地元委員と事務局で現地確認を行いました。

場所はここすぐ前になりまして、_____の向こう側になります。すでにビニールハウスが建っておりますが、そこで育苗施設を、今までは土地を借りていました。担い手ですので、問題はないと思えますので、よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。10番お願いします。

井谷委員 36番、井谷です。場所は、_____から200mぐらい線路沿いに上へのぼったところに、家がずっと点在しているんですが、小さい道がありまして、その道の下にこの場所がございます。その下に、譲受人の田があり、前々から話をされていたということですのでけれど、譲渡人は高齢で、引受けて欲しいということで今回、申請することになりました。詳しい説明については事務局の報告どおりで、何も問題はないと思えます。

議長 はい、ありがとうございます。11番お願いします。

池田委員 35番、池田です。15日に現地確認を行いました。これは、山田野地区で、_____から家城方面に向かいますと、右手のほうに、山裾にビニールハウスが建ってました。こちらから行くと、そのちょうど左側ということで、何ら問題がないということでございますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思えます。

部会委員	<一同 意見なし>
議 長	よろしいですか。それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。 続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題とします。事務局、説明願います。
事 務 局	議案書の7ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。 番号1、地区栗葉、申請者 _____、申請地森町下新田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積325㎡外1筆 合計面積828㎡です。 これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、351.4㎡、転用面積の42%にあたります。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区榊原、申請者 _____、申請地榊原町上出_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積261㎡のうち120㎡。 これにつきましては、昭和37年ごろから、申請地を住宅地として利用しており、始末書が提出されておりますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号3、地区下多気、申請者 _____、申請地美杉町下多気漆_____、台帳地目・現況地目とも田、面積740㎡です。 これにつきましては、申請地を木材等の資材置場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上件数は3件で、合計面積は1,688㎡、このうち田が1,568㎡、畑が120㎡でございます。 この案件につきまして、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、現地に立ち合っていたいただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。
鈴木委員	28番、鈴木です。これも15日に地元委員と事務局で現地確認に行っていました。現地は、農面道路沿いです。_____が森町にありまして、その東へ1kmぐらいのところにあります。押しボタン式の信号があるすぐそばで、西側には_____があります。別に問題はないかと思われそうです。詳細については事務局の説明どおりですので、よろしくご審議をお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。2番、お願いします。

伊藤委員	25番、伊藤です。15日に地元委員と事務局で現地確認を行いました。 場所は、_____から西へ100mぐらい行きまして、_____の入り口付近を右折れして30mぐらい行ったところでございます。事務局の説明どおり何ら問題はないと思いますのでよろしくお願いします。
議長	ありがとうございます。3番、お願いします。
結城委員	40番、結城です。3番を説明をいたします。15日、地元委員と事務局で現地確認を行いました。前回もこの隣地で申請がありましたが、周辺がほとんど山林です。耕作を断念して自己で農業資材置場にすることでございます。隣地の許可も出ておりますので、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。ただいま地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することと決定したいと思います。 引き続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。
事務局	8ページをお願いいたします。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。 番号1、地区久居、受け人 _____、渡し人 _____、申請地久居小野辺町東山神_____、台帳地目 畑、現況地目 道路、面積2.52㎡です。 これにつきましては、受人は、平成7年12月から自宅への進入用道路として利用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区久居、受け人 _____、渡し人 _____、申請地久居明神町西藤谷_____、台帳地目 雑種地、現況地目 畑、面積188㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、資材置場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号3、地区久居、受人（株）_____代表取締役 _____、渡人 _____、申請地久居藤ヶ丘町西硯石_____、台帳地目・現況地目とも田、面積499㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、店舗用地及び駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号4、地区栗葉、受人（株）_____代表取締役 _____、渡人 _____

_____、申請地 久居一色町羽場_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積158㎡外1筆 合計面積1,060㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、497.37㎡で、転用面積の47%にあたります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区川合、受け人 _____、渡し人 _____、申請地一志町小山中野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積70㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、資材置場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区川合、受け人 _____、渡し人 _____、申請地一志町小山中野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積264㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区川合、受け人 _____、渡し人 _____、申請地一志町小山中野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積454㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、駐車場及び資材置場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区川合、受け人 _____、渡し人 _____、申請地一志町八太垣内_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積342㎡外1筆 合計面積523㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区川合、受人 _____(株)代表取締役 _____、渡人 _____外2名、申請地一志町小山中野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積170㎡外2筆 合計面積835㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、349.44㎡で、転用面積の41%にあたります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区高岡、受人 (株)_____代表取締役 _____、渡人 _____、申請地一志町日置屋戸_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積759㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け建売分譲住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区川口、受人 (株)_____代表取締役 _____、渡人 _____、申請地白山町川口杉東_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積512㎡ 9ページになりますが、外1筆で 合計面積872㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、454.6㎡で、転用面積の52%にあたります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区川口、受人 (株)_____代表取締役 _____、渡人 _____、申請地白山町川口杉ヶ瀬_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積56㎡外2筆 合計面積642㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設

用地とするものです。

パネル設置面積は、316.6㎡で、転用面積の44%にあたります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区大三、受け人 _____、渡し人 _____、申請地白山町二本木沖広 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積366㎡外1筆 合計面積716㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区八ッ山、受人 _____、渡人 _____、申請地白山町八対野白石 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積56㎡外4筆 合計面積1,024㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、568.26㎡で、転用面積の55%にあたります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は14件、合計面積は7,908.52㎡、この内訳は、田が1,256㎡、畑が6,464.52㎡、その他、これは台帳地目が雑種地となっている農地ですが、これが188㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明がありました。立ちあっていただきました地元委員のご意見をお伺いいたします。1番、お願いします。

田口委員 29番、田口です。1番は、本当に昔の道路みたいで狭いところで、譲渡人の自宅の敷地を三角に削って進入路にしたということですので、先ほどの事務局の説明どおりです。よろしく申し上げます。

田口委員 3番も、よろしいでしょうか。

議長 お願いします。

田口委員 先月も案件があったと思いますけども、この場所は _____ の北、中勢バイパスの信号との間ぐらいです。先月の案件のちょうど南側です。事務局の説明どおりですので、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。2番お願いします。

稲葉委員 26番 稲葉です。15日に地元委員と事務局で現地確認を行いました。場所は、県立の _____ の東側約200mの場所です。事務局説明どおり問題ないと思いますので、よろしくご審議お願いします。

議長 はい、ありがとうございます。4番、お願いします。

鈴木委員 28番 鈴木です。これも15日に、地元委員と事務局で現地確認を行いました。申請地は、一色の上垣内地区になりまして、11月ごろにも案件があっ

たと思いますが、ちょうど上垣内のバス停ところで県道沿いに、農業用の小さいため池があります。その南側にありまして、周辺は若干荒れているところもありますが、また耕作してみえるところもあります。譲渡人のご両親が住んでましたけど亡くなられて、息子さんはこちらに戻ってこないということで、詳細については事務局の説明どおりですので、よろしくご審議お願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。5番、6番、7番、8番、9番、10番お願いします。

田中委員 32番、田中です。この案件につきましても15日に、地元委員と事務局で現地確認を行いました。

5番、6番、7番、9番の関係ですが、場所は、名松線の_____の南側でございます。内容については事務局の説明どおりですのでよろしくお願いしたいと思います。

8番は、_____の東200mほどのところで、県道沿いでございます。細部については事務局の説明どおりですので、よろしくお願いしたいと思います。

10番は、_____があります。その東150mほどに_____という施設があります。その南側でございます。内容については、事務局の説明どおりですので問題ないかと思えます。ひとつよろしくお願いしたいと思います。

議長 はい、ありがとうございます。11番、12番お願いします。

池田委員 35番、池田です。15日に地元委員と事務局で現場を見てまいりました。場所的には、_____から下りまして南側で、雲出川寄りのところがございます。

12番は、杉ヶ瀬地区という地区がありまして、_____と_____が左側にあります。その前でございます。荒地になっていたところを、草を刈って設置するというところでございますので、何ら問題がないと思えます。よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。13番お願いします。

井谷委員 36番、井谷です。15日に地元委員と事務局で現地確認を行いました。

場所は_____から信号を南に下りていただいて、川のほうに下りるんですが、その途中で亀ヶ広桜並木に入る道を行くと、_____という地域があります。家がたて込んでいるんですけど、一か所、畑がありまして、面積が案外広いもので、1年に三回草を刈るのも大変だと思っているところに、隣人が子ども家を建てるという話を聞いたので、話をして買っていただくことになったということです。排水等についても、何ら問題がございません。詳細については事務局の報告どおりです。よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。14番お願いします。

池田委員 35番、池田です。15日に、会長、部会長にも行っていただきまして、現地確認を行いました。場所は、国道165号の白山の最終の信号を左へ降りて

行ってもらいますと、集落がございます。以前にも、100mほど上で太陽光発電施設の申請が出ておりました。荒れ地になっていたところを少し整理してあるんですけども、そこへ建てられるということで、隣に家が建っていますけども、何ら問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については、許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用借権）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 議案書は10ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区栗葉、借り人（株）_____代表取締役 _____、貸し人 _____、申請地 庄田町若林_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積562㎡外1筆 合計面積882㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人と5カ月間の賃貸借契約を締結し、申請地を近くの工場建物建築工事の関係者用駐車場用地として一時転用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数はこの1件で、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局の説明がありましたが、現地に立ち合ってくださいました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

鈴木委員 28番、鈴木です。15日に、地元委員と事務局で現地確認を行いました。

国道165号、農面道路を南に一志町に行くと、_____と_____がある交差点を南に行っていただいて、それからすぐの信号を、また右へ行って、約1km近く行ったところでは、庄田の工業団地の中で、_____という工場があります。ちょうどその北側の畑でございます。現状は、周辺に住宅も混住しており、特に問題はないかと思われまして、詳細については、事務局説明どおりですので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方の意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

部会長 それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

部会長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）についてを議題とします。事務局、説明願います。

事務局 11ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区栗葉、借り人 _____、貸し人 _____外1名、申請地 稲葉町稲里_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積763㎡の内310㎡外2筆 合計面積752㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人と20年間の使用貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、329㎡で、転用面積の43%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区大三、借り人 _____、貸し人 _____、申請地白山町二本木かどこ_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積519㎡外1筆 合計面積1,005㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人と20年間の使用貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、321.88㎡で、管理用の駐車場所を確保するため、利用率は転用面積の32%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区上多気、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 美杉町上多気立川_____、台帳地目・現況地目とも田、面積95㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人と20年間の使用貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、一体利用地を含め220.8㎡で、全体現況面積527.48㎡の42%にあたります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件で、合計面積は1,852㎡、この内訳は、田が95㎡、畑が1,757㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局の説明がありましたが、現地に立ち合ってくださいました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

鈴木委員 28番、鈴木です。15日に地元委員と事務局で現地確認を行いました。現地は上稲葉の集落になります。上稲葉の集落の中に_____があるんですけども、その南800mぐらいのところ、その_____の前にある畑を農地転用されるということです。前は崖みたいになっていまして、何ら問題はないかと思われまます。よろしくご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

井谷委員 35番、井谷です。15日、会長、部会長も出席をいただきまして、現地確認を行いました。

場所は国道165号を大三から倭のほうへ行くと、途中で_____があります。その_____の南側に_____がございます。その_____の一番南側と旧道の間です。親子間での使用貸借で、草刈りが大変で、何とかしたいということでもあります。なんら問題はないと思います。詳しくは事務局の報告のとおりであります。よろしくご審議ください。

議長 ありがとうございます。3番、お願いします。

結城委員 40番、結城です。この案件も、使用貸借をして、太陽光発電施設を設置したいということです。再生エネルギーを生産ということですので、何ら問題がないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいま地元委員より説明がございましたが、皆さん方の意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、別冊としてお配りいたしました議案第6号 農地法経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明願います。

事務局 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。資料の2枚目で、農用地利用集積計画地区別集計表をごらんください。下の合計欄でご説明させていただきます。

久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で42, 337㎡、畑の賃貸借で1, 763㎡、契約件数は22件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借で31, 349㎡、契約件数は26件

でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で19,455㎡、契約件数は12件でございます。

美杉地区につきましては、田の使用貸借で4,232㎡、畑の賃貸借で8,085㎡、契約件数は10件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転で97,373㎡、畑の集積が、賃貸借で9,848㎡、合計契約件数は70件、合計面積は107,221㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、久居地区13件、一志地区13件、白山地区5件で合計31件、合計面積は79,471㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので、皆さん方のご意見がありましたら。

結城委員 皆さんの意見をお聞きしたいんですが、51番です。
再設定ですが、田を借りて農業をするというのに、荒らしたままになっている。それでどういう対応をしたらよろしいかと、皆さんに一度ご意見をお聞きしたいんです。
農業をするということで、農地を借りたと。しかし、現在借りているところ全部、管理をせずに放ってある状態です。それでも、この集積をかけて再設定するかと、どういうふうに対応したらいいかなと。

議長 事務局どうですか。

事務局 この農地利用集積計画という内容が耕作目的に借りるという、大前提として耕作はしていただくという形の判断をさせていただいております。実際、耕作をされてないということだと、この51番の案件につきましては、このまま認定という形をとるのは難しいのではないかと思います。借人がこれから耕作をするということであればいいですけども、そうでないということであれば、一度、保留という形にさせていただいて、持ち帰って、農林水産政策課へ戻させていただいて、もう一度内容を精査するよう伝えていきたいと思っております。今回の案件から省かせていただきたいと思っております。

結城委員 これは、今年だけと違います。3、4年前から放りっぱなしで、近隣の人が困っている。イノシシとか、獣害があるので、何とかいい処置があればなと思って聞かせていただきました。

大井委員 それと同様の件が、もう決着はつきましたが、戸木地区でもあったんです。借りたまま、1度起こしたきりで、2年目になったら、植える田と、植えない田あって、他の農業委員の方にも現地確認で見てもらったんですけど、植えたきりなもので、耕作をしていると言えはしているんです。話をしたら、地主の

方が返してくれるように言ってほしいと。ただ、返してくれと言っても、その後借りてもらおう当てがないので困っているということでした。借り主に話を返していただきましたが、結局荒れてしまうというので、私も何軒か引き受けましたけど。

議 長 みんな、借り手がなくて困っている。

結城委員 この貸し人に、とにかく返してもらうにと言っても、そんなこと言うたら、あんた責任持ってくれるかと。もう、返してもらっても、私は高齢で、耕作はできないと。

大井委員 この借り人はいくつくらいなんですか。

結城委員 外から引っ越してきて、50歳過ぎ。

議 長 貸し人は返してもらいたいのですか。

結城委員 返してもらっても、耕作出来ないから困ると。

守山委員 それで、今事務局が言ったように、新規ではなく、再設定ということで、再設定を申し込むこと自体がどうかと思います。

これは、事務局からの指導をお願いします。

結城委員 ちょっと、それ指導したって下さい。

議 長 早速、事務局、お願いします。

事務局 わかりました。

結城委員 一度、事務局から、田を借りているなら、作付するよう指導してください。

守山委員 今後の農業委員会で、それは農地集積集約というのも大事ですけど、それよりも遊休農地の発生防止も考えていかないと。

議 長 あと、よろしいか、何か。そういうことで、お願いしますので。

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については適正であると認め、市長に進達することといたします。

以上で、本部会に付議されました議案は全て終了いたしました。ありがとうございます。

午後 2 時 5 8 分

上記は、第 2 回第 2 農地部会の議事を録したものである。

平成 2 8 年 2 月 1 9 日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____